第4章 屋内タンク貯蔵所

第1 屋内タンク貯蔵所の規制範囲

1 屋内タンク貯蔵所の区分

屋内タンク貯蔵所の貯蔵最大数量は、一のタンク専用室内にあるタンクの容量の総計をいうものであること。したがって、同一のタンク専用室内に複数の屋内貯蔵タンクを設置する場合、個々のタンク容量が指定数量未満であっても、合計した量が指定数量以上となるものは、一の屋内タンク貯蔵所として規制するものとする。

- 2 屋内タンク貯蔵所の複数設置屋内タンク貯蔵所は、1棟の建築物の中に複数設置することができるものであること。
- 第2 平家建ての建築物に設ける屋内タンク貯蔵所の基準
 - 1 外面塗装

政令第12条第1項第6号

ステンレス鋼板その他腐食し難い材料で造られているタンクについては、さびどめ のための塗装を省略することができる。【平成10年3月16日消防危第29号】

2 通気管、安全装置

政令第12条第1項第7号

- (1) 通気管に設ける引火防止網は、40メッシュとすること。
- (2) アルコール類等揮発性の高い危険物を貯蔵する屋内貯蔵タンクに設ける通気管は規則第20条第1項第1号及び第2号に適合した大気弁付通気管を設置することができる。【昭和37年10月19日自消丙予発第108号】
- 3 傾斜、貯留設備

政令第12条第1項第16号

- (1) 危険物を取り扱う建築物の床等に設ける貯留設備とは、危険物を一時的に貯留する設備をいうが、これには貯留設備のほか油分離装置等が該当すること。【平成18年5月10日消防危第113号】
- (2) 床に「貯留設備」を設ける場合は、「第1章 製造所」第3、9によること。
- 第3 平家建て以外の建築物に設ける屋内タンク貯蔵所の基準
 - 1 タンク専用室の上階の床を耐火構造とすること。

政令第12条第2項第4号

タンク専用室が平屋建て以外の建物に設置されるものであることから、火災が発生し

た場合他の区画に延焼することがないよう、タンク専用室は防火的に独立させているも のであること。

2 「タンク専用室以外の部分に流出しないような構造」とは、室内に貯蔵する危険物の 全容量を収容することができる高さ以上の出入口のしきい又はせき若しくは囲い(ポ ンプ設備をせき又は囲いの外側に設ける場合にあっては、出入口のしきいの高さを 0.2 m以上とすること。)を設けることをいうこと。